災害時の記録映像提供の協力に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　伊勢市（以下「甲」という。）と株式会社ＺＴＶ（以下「乙」という。）は、伊勢市内で発生した地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に関する記録映像について、提供協力を目的として、この協定を締結する。

（有効期間）

第２条　本協定は、締結の日の属する年度の３月 31 日をもって終了するものとする。ただし、終了前 30 日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、本協定は１年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

（協力要請）

第３条　乙が撮影した災害の記録映像の提供について、甲は乙に協力要請することができるものとする。

（協力の内容）

第４条　乙は、甲の要請を受けたときは、可能な範囲で記録映像の提供を行うものとする。

（映像撮影）

第５条　映像は、原則、乙の判断によって撮影を行うものとする。

（提供映像）

第６条　乙が提供する記録映像は、原則、肖像権などが発生しないものとする。肖像権が発生する記録映像については、甲が権利処理を行うものとする。

（連絡体制）

第７条　甲が行う協力要請の手続は、情報戦略局広報広聴課が担当し、乙が行う提供の手続は、伊勢放送局が担当する。

２　甲は、要請に当たって、協力を要する内容その他必要事項を乙へ連絡するものとする。

（提供料）

第８条　提供料については原則、無償とする。

（提供映像の著作権）

第９条　提供映像の著作権については、乙に帰属するものとする。

（提供映像の使用）

第１０条　提供映像の使用については、甲がケーブルテレビ行政番組及び甲が開催する防災講習等で使用することを乙は認めるものとする。

（機密保持）

第１１条　甲及び乙は、本協定において知り得た業務上の機密を厳守しなければならない。

（地位譲渡）

第１２条　甲及び乙は、本協定に基づく権利及び地位の全部または一部について、第三者に

対して譲渡してはならない。

（秘密の保持）

第１３条　甲、乙は、この協定の履行にあたって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、この契約が終了した後についても適用する。

（協議）

第１４条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２７年４月１３日

甲　伊勢市岩渕１丁目７番２９号

伊勢市

伊勢市長　鈴木　健一

乙　三重県津市あのつ台四丁目７番地１

株式会社ＺＴＶ

取締役社長　田村　憲司